

2015年11月1日 制定
2016年1月10日 改訂

日本即興コメディ協会運営規約

第1条 (会の目的)

本会は、日本の芸人さんを即興コメディでより面白くし、また、即興コメディを通じて、より多くの方に笑いを提供し、明るく楽しい社会の形成に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

本会の名称を以下のとおりとする。
「日本即興コメディ協会」(以下、「当協会」という)

第3条 (設立日)

本会の設立日を以下のとおりとする。
2015年11月1日

第4条 (事務局所在地)

本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の住所地とする。
東京都目黒区目黒3-2-21

第5条 (会員)

この会の会員は、次の3種類とする。
(1) 即興コメディアン会員(正会員)は、この会の目的に賛同し入会した芸人とする。
(2) サポーター会員(賛助会員)は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
(3) 企業会員(賛助会員)は、本会の事業を賛助するために入会した法人とする。

第6条 (会費)

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。
(1) 即興コメディアン会員(正会員) 10,000円
(2) サポーター会員(賛助会員) 3,000円
(3) 企業会員(賛助会員) 1口30,000円 2口以上

第7条 (会員資格の喪失)

会員は次の各号に定める場合に資格を喪失する。
(1) 本会に退会の旨を通知したもの
(2) 本人が死亡し、又は本会が解散したとき
(3) 本会の規約などに著しく違反したとき
(4) 1年以上音信不通で各事業に参加しない者

第8条 (役員)

この会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。
(1) 代表・・・会を代表し、その活動を総理する。
(2) 副代表・・・代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
(3) 会計・・・会の活動状況及び会計の監査を行う。

第9条 (役員任期)

役員任期は1年間とする。また、役員本人から退任の申し出がない場合は自動的に1年間、任期を更新するものとする。

第10条 (役員解任)

著しく本会の規律を乱し、社会通念上許さざる行為を行った役員は役員会の過半数の同意をもって解任することができる。

第11条 (運営)

本会は、第1条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第12条 (会計年度)

本会の会計年度は1月1日からの12月31日までとする。

第13条 (規約改正)

本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

第14条 (個人情報の取得)

本会の運営にあたり、会員登録、出欠席、イベント、及び講座運営管理、以後の活動の案内、会員からの情報提供目的のために、会員の個人情報を取得する。本会の活動推進のために写真及び動画撮影をすることがあり、撮影した画像、及び映像等は各種媒体に掲載されることがある。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。
代表者 横内浩樹、他、矢島伸男、野村真之介、加古俊彦、計4名とする。
2. この規約は、改訂日である2016年1月10日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

2016年1月10日

日本即興コメディ協会
代表 横内 浩樹

以上